

平成 28 年第 12 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 21 日 (月) 午後 1 時 28 分開会
午後 3 時 49 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、寺西 玉実、中山 智恵子、横山 和明
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山 祐子
教育部教育総務課長 山田 明彦
教育部教育指導課長 中重 秋登
教育部生涯学習課長 花田 譲二
教育部教育総務課総務係長 宗綱 秀臣
教育部教育指導課学事係長 住岡田 浩
教育部教育指導課指導係長 東 直美
- 6 傍 聴 人 なし
- 6 議事日程 日程第 1 教育長報告
日程第 2 議案第 47 号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の制定について
日程第 3 議案第 48 号 平成 29 年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について
日程第 4 個別報告及び協議事項
・ 庄原市立図書館等への指定管理者制度の検討結果について
その他

－ 開会 午後 1 時 28 分 －

教育長 ただ今から平成 28 年第 12 回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い議事を進めます。

日程第 1 教育長報告

- 教育長 日程第 1、教育長報告を行います。
- ・ 行政措置の実施について
 - ・ 学校長との人事面接について
 - ・ 学校適正規模・適正配置の検討について
 - ・ 庄原市教育フォーラム及び中学校合唱コンクールについて
 - ・ 比婆山熊野神社解説本出版記念リレー講演会について
- 続いて、教育部長からの報告をお願いします。
- 教育部長 ・ 学校適正配置検討委員会の検討状況について
- ・ 大相撲庄原場所の開催について
- 教育長 各課報告をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。
- 教育総務課長 ・ 小中学校焼却炉解体撤去作業の完了について
- ・ 全域的教育環境等整備事業の実施状況について
- ・ 廃校施設・備品等の有効活用について
- ・ 奨学金制度による就学支援について
- 教育長 教育指導課からお願いします。
- 教育指導課長 ・ 坂町教育委員会・坂中学校訪問について
- ・ 発達障害等の専門家による巡回相談について
- ・ 中学校合唱コンクールについて
- ・ 教職員の動向について
- 教育長 生涯学習課からお願いします。
- 生涯学習課長 ・ 人権作品の募集及び表彰について
- ・ 自治振興区における生涯学習の推進について
- ・ 第 3 次庄原市子供の読書活動推進計画策定検討について
- ・ けんみん文化祭ひろしま' 16 洋舞フェスティバルについて
- ・ 比婆山熊野神社解説本出版記念講演会について
- ・ 庄原市スポーツ推進計画の策定について
- ・ スポーツ推進委員の活動について
- ・ 第 45 回広島県読書活動推進運動協議会顕彰について

日程第 2 議案第 47 号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の制定について

教育長 日程第 2 議案第 47 号「庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の制定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

議案第 47 号 庄原市公立学校通学費補助金等交付要綱案について説明します。本案は、小・中学校通学補助金制度における地域間の不均衡を解消し、統一的な制度の見直しを行うため、現行の小学校通学補助金交付要綱や中学校通学補助金交付要綱を廃止し、新たに本要綱を制定しようとするものです。

まず補助金制度の見直しの概要について説明します。本年 6 月の教育委員会で今後の取り扱い方針や改正案の内容などを説明し、協議いただいたところです。その後、関係者協議や庁内会議を経る中で、中学校クラブ通学補助金は今年度末での廃止を見送ることになりましたが、それ以外には基本的な内容の変更はありません。

見直しの方針については大きく 3 つあります。1 つ目は通学方法、対象者、補助金額等について次のとおり決定することにより、地域格差を解消し、市内全域を対象とする通学補助金に一本化するということです。2 つ目は口和地域の徒歩通学の補助金を廃止し、公共交通が不便な地域においてやむを得ず自家用車等を使用して通学する児童の保護者に対する補助金として、新たに制度化します。3 つ目は、東城中学校の寄宿舎生徒帰宅補助金は、現行制度で継続することとします。

現行制度は小学校 3 地域が対象ですが、本要綱では全市域で 4 キロ以上を対象に交通機関または自家用車を使用した場合の支援を行います。中学校については、2 地域で実施されているものを全市域を対象にし、バスまたは汽車それと自転車での通学を支援する形で一本化するものです。

参考として県内他市町の状況ですが、公共交通機関を利用する場合に小学校は 4 キロ以上中学校が 6 キロ以上を補助しているのが主流です。ただ本市では広い通学区域を考慮し、徒歩で 1 時間以上となる 4 キロ以上について小中学校ともに補助対象とする方針です。

要綱案の説明に移ります。第 1 条では本補助金の目的として、遠距離通学する児童生徒の保護者の負担軽減を図るためとしています。第 2 条は補助金の種類と内容についての規定で、特に第 2 項のただし書きですが、身体的理由や通学の安全確保のため、教育委員会が必要と認める場合は、通学距離の基準に係らず補助金の対象とすることができる旨、第 3 項は区域外通学、スクールバス通学及び他施策による支援を受けている場合は補助対象から除く旨、第 4 項は通学用定期券による現物給付も可能である旨をそれぞれ定めています。

第 3 条から第 6 条では、交付申請、変更申請、補助金の請求、実績報告などの事務手続について、第 7 条は学校が整備しておかなければならない情報などについて、第 8 条では不正受給などによる補助金の返還などをそれぞれ規定しています。

次に附則ですが、第 1 項でこの告示は平成 29 年 4 月 1 日から施行することとしています。第 2 項では、現行の要綱の廃止について、第 3 項では経過措置についてそれぞれ定めています。第 4 項、第 5 項では現行の要綱の引用が行われている就学援助費支給要綱などについてそれぞれ一部改正を行うものです。

別表では補助金の交付対象となる通学方法、対象者、補助金額を示しています。また備考で「通学距離」「1 月当たり」などの文言の定義、さらに、4 キロ未満を対

象とする場合や通学手段を併用する場合の取り扱いについてそれぞれ定めています。

教育長 今の説明について、何か質疑、意見等がありますでしょうか。

末信委員 ばらつきがあった制度を揃えるということですが、今までより減額になる場合、例えば口和の遠距離での徒歩通学者の補助を止めるのですが、他にも現行より減額になるケースはありますか。

教育総務課長 中学校の補助金で庄原地域になりますが、バスまたは自転車、汽車と自転車の併用で通学距離が 6 km 以上、自転車が 2 km 以上を補助対象としましたが、新制度はそれぞれが 4 km 以上ないと補助対象になりません。若干名、2・3 名程度かと思うのですが減額の影響を受ける方が出ると想定しています。

末信委員 第 4 条第 3 項に関して、変更交付申請書が出た時の「予算の範囲内」での対応とはどういうことになるのか教えてください。

教育総務課長 「予算の範囲内」というのは、予算が確保されてないと補助金を交付できないという前提がありますので、その範囲内で決定するということです。ただ、時期などが遅れて予算確保が必要という判断であれば補正予算とかで、変更交付申請に対応することも行います。

末信委員 附則の第 3 項（経過措置）で「施行日の前日までに現行の要綱による処分や手続き、行為はそれぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす」というのは、具体的にはどういう形で起こるのか教えてください。

教育総務課長 基本的にはないと思いますが、来年 3 月で現行の要綱が廃止になり新要綱に切り替わります。ただ、現行の要綱で翌年度に影響する様な決定をした場合、この決定はその要綱が廃止されても 4 月 1 日で効力が無くなるのではなくて、新要綱で措置したとみなすというものです。

教育長 具体的には何かあるのですか。

教育総務課長 こういった要綱を切り替える時には、旧要綱の決定事項が廃止後も影響する場合を想定して、どの要綱でも経過措置としてこれらの文言を入れています。基本的にはこういったことは起こらないと思います。

末信委員 別表の小学校通学補助金の自家用車通学の対象者で、「通学距離片道 4 km 以上で 1/2 以上を自家用車で通学する場合」とは、全通学距離のことを言うのですか。

教育総務課長 片道距離 4 km 以上で全行程を自家用車で送迎する人もいれば、集合場所まで送迎し幾らか徒歩通学をさせる人もいると思われます。全行程の半分以上を自家用車で送迎した場合は補助金額はそのままの金額、2 分の 1 しか走行してなくても全体の通学距離が 4 km 以上 6 km 未満であれば 1 月あたり 600 円の補助という解釈です。

末信委員 補助金は学校長を通して交付ということで、校長から対象者へ補助金を交付するのは、現金を渡すのか、他の方法で交付されるのか教えてください。

教育総務課長 事務手続的には校長が委任を受けて教育委員会から補助金を受け取り、各保護者へ振込で支払いを行います。場合によっては現金給付が例外的にあるかもしれませんが、基本は振込です。

教育長 その他どうでしょうか。

寺西委員 第8条に関して、不正が起きないか確認する手段として、例えば書類確認を行うのか、定期的に定期券などを確認するのか、どのように行うのか教えてください。

教育総務課長 これまでこういった不正受給をして返還させるといった処分例はなかったと思いますが、例に挙げられた様に自家用車で送迎しながら、公共交通機関で通学すると補助金の申請ならば、確かに虚偽申請になると思います。こういった不正を防止するために、定期券の現物給付ができるようにしています。

教育長 他に意見などはありませんか。なければ、議案第47号 庄原市公立学校通学補助金等交付要綱の制定について採決を行います。承認される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手全員)

教育長 全会一致により、議案第47号は可決されました。

日程第3 議案第48号 平成29年度使用特別支援学級用教科用図書の採択について (非公開)

教育長 本日の議案審議につきましては「秘密会」とした分も含めて、以上です。

日程第4 個別報告及び協議事項

教育長 庄原市立図書館等の指定管理者制度の導入について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 庄原市立図書館等への指定管理者制度の検討結果について、これまでも図書館等への指定管理者制度導入に向けた現状及び検討状況を報告していますが、今日はその検討結果について報告します。

検討の趣旨ですが、図書館サービスの充実と図書館活動の推進を図るため、分館を含む市立図書館及び複合施設である田園文化センター、歴史民俗資料館及び倉田百三文学館の指定管理者制度導入について、平成26年度より検討をしてきました。

導入検討の背景については、資料に5項目を列記しているとおり、施設の管理運営や資料などの貸出の日常業務の他に、専門的な知識と経験の蓄積による所蔵資料の熟知及びそれらを生かした資料サービスが求められています。

現在、市職員、臨時職員、委託職員により各施設の管理運営を行っていますが、正規職員の増員が困難であることや、臨時職員は原則1年以内の雇用のため毎年度新規で臨時職員を採用しなければならないのが実情です。また、図書館本館の窓口業務は開館以来、個人委託方式と併用で行っていますが、法的な問題を抱えており改善が求められています。また、近年は学校司書や読書ボランティアなどとの連携も求められており、ある程度専門的知識を有する人材を恒久的に確保することが必要になっています。

図書館法に基づく司書の確保ですが、法的な義務はありませんが、複写サービスなどは著作権法により司書資格を持っている者しか対応できないため、司書の配置が必要なのですが、恒常的な司書の確保ができていません。そこで、指定管理者制

度導入により専門性のある人材の確保や、利用しやすい開館時間の設定、図書資料の充実など、民間のノウハウを活用した図書館機能の充実と読書活動の推進が期待できるとして、これまで検討したところです。

検討にあたっては、基本的に庄原市指定管理者制度導入基本方針に基づき、分館を含む市立図書館及び複合施設である田園文化センター、歴史民俗資料館及び倉田百三文学館への指定管理者制度導入について検討してきましたが、資料に記載した問題が発生したため、各分館や施設の実態把握や担当者などとの協議を経て最終的な方針を決めています。

まず第1案として、本館・分館を一括して公募による指定管理者制度を導入した場合、課題として口和、比和、総領分館は自治振興センター内にあり、各自治振興区が受託、管理を行っているため、同一施設内にある分館を新たな指定管理者が管理を引き継ぐのは適切ではありません。また、自治振興区に対する委託費、人件費相当額の上乗せも検討しましたが、費用対効果が見込めないということになりました。東城分館は3つの機能を持つ複合施設ですが、指定管理者制度を導入すると同一施設内に複数の指定管理者が混在することになり、管理責任の所在や経費などの分担が調整困難ということになりました。

1案に対する2案として検討したのが、本館である田園文化センターの図書館、資料館を先行して指定管理制度を導入し、分館は順次導入を検討していくとし、最終的には全館を一括した指定管理を目指すというものです。この案の課題は、基本的に図書館法において「館長は所属職員を監督する」とありますが、市の条例上、図書館の館長は本館・分館を合わせ1名ですが、本館の指定管理者が雇用する館長は、市直営の分館の館長を兼務できないということになります。各分館を図書館本館に位置付けると館長を置く必要が生じますが、条例上分館のため分けることができません。

他市町の状況として、指定管理者制度を導入後、直営方式に変更した図書館を調査しました。直営方式に変更した主な理由として「教育施設は直営が望ましい」「図書館事業は収益事業ではないので指定管理者制度が馴染まない」「指定管理料に消費税を上乗せするので結果的にコスト削減につながらない」などが挙げられましたが、別の自治体では指定管理者制度を導入しているところも勿論あります。これらを踏まえ、「指定管理者制度の導入に向けた再考」として、「期待できる効果」と「実態と照らし合わせた課題」を「指定管理者制度」と「直営」とに分け整理しました。

検討の結果、人材の確保については一定の効果はありますが、4つの分館は自治振興センター内に設置または併設しており、複数の指定管理者による施設管理や課題対応のための経費増加が見込まれることから、指定管理者制度のメリットが活かしきれないと判断しました。よって最終的な方針として、指定管理者制度の導入は現時点では困難であるとし、当面は直営での管理運営を行うとします。

ただし、今後に向けた課題は残ります。まず、東城、口和、比和、総領分館の施設管理は、全館を一体的に行うことが望ましく、また本市における地域づくりの実

態から、地域密着型の読書活動を推進することが効果的と考え、窓口業務を自治振興区に委託するとしています。併せて、現在の自治振興区に委託することにより、現在の市が行う臨時職員の1年間の短期雇用から、長期的に人材を雇用してノウハウの継続や専門性を確保することができるようになります。それと、本館の窓口業務は個人への委託を行ってきましたが、司書資格を持つ嘱託員を配置することで、最長5年間の人材及び専門性を確保するようにしたいと考えています。

また、読書活動の推進体制については、本館に配置される市職員や図書館司書有資格者が、各分館や学校図書室との連携を密にしていくとともに、自治振興区とも連携して全市的な「読書のまちづくり」を推進していきたいと考えています。現在、これまで直営で臨時職員を雇用している西城、東城、高野について、自治振興区と協議を行いましたが、基本的には前向きな回答を得ているところです。口和、比和、総領については現在業務を委託していますので、最終的に条件面などを今後詰めながら再協議をしていきたいと思っています。予算措置については、直接雇用したものと委託料とは大きく変わるものでないもので、これまでと同程度は確保できていると考えています。指定管理制度の検討結果についての報告は以上です。

教育長 この件は、随分時間をかけて検討した結果です。色々な背景とかがあったのですが、指定管理者制度の導入を検討したところ、結論は直営方式に方針を改めたという説明でした。ご質問などがあればお願いします。

生涯学習課長 今回、教育委員に説明したのですが、今後どこかに説明される場面はありますか。
基本的には、新年度予算や決算などに関する場面において、議会へ説明する必要はあると考えています。

教育長 その他どうでしょうか。

全員 (なし)

教育長 ないようですので、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 ・ 教育委員会会議録の公開について

教育長 その他何かありますでしょうか。

寺西委員 ・ 市美術展覧会や庄原市菊花展の応募点数及び来場者の減少について

教育長 以上で平成28年第12回教育委員会を閉会します。

— 閉会 午後3時49分 —